

## 令和6年度 第1次公募要領 補足説明

### (1) 補助対象経費項目について

#### 「謝金」

申請者及び構成員と生計を一にする三親等以内の親族への謝金は補助対象外となります。

#### 「旅費」

申請法人・団体等の構成員<sup>(※)</sup>や外部から招聘した講師・専門家等に対する交通については、鉄道、バス、汽船、航空機等の公共の交通機関を利用した場合の実費とし、費用が最も低廉な経路を原則とすることとなります。

レンタカー利用については、補助対象外となります。また、タクシーについては、使用基準があります。公募要領の3頁をご確認ください。

(※) 申請書の構成員・会員名簿に氏名の記載のある構成員・会員

#### 「消耗品費」

食材費は、料理教室で用いるレシピ・メニューに記載のある食材、新たな名産品の試作のための材料等のみを補助対象とします。

参加者へ提供する、『トン汁』『芋煮』『バーベキュー』などは、すべて補助対象外となります。取組の中で提供する場合は、事業者様の『自己資金』でご対応をお願い致します。公募要領の3～4頁をご確認ください。

#### 「補助員人件費」

・申請者及び構成員と生計を一にする三親等以内の親族への人件費は補助対象外となります。

・業務内容を鑑み、妥当とされる金額が補助対象となります。

(1時間当たりの金額については、福島県の最低賃金を参考にしてください。)

#### 「印刷製本費」

取組イベントの規模にあわせたチラシ等の作成部数が補助対象となります。

(参加予定人数、実施場所、配布する範囲などを考慮し、適正な部数を設定してください。)

### (2) 「相見積」について (令和6年度より)

1件あたり税込み10万円以上となる契約・発注の場合(単価が10万円未満でも、合計額が10万円以上であれば対象)原則、2者以上からの見積もりを必須とします。

### (3) その他の注意事項

- ・申請書「5. 補助事業（取組）について ①内容【謝金補足】」について  
謝金がある場合は、予定している講師・専門家の氏名、プロフィール（経歴、過去の実績など含む）、謝金の算定基準（金額の根拠）を具体的に記入してください。  
審査基準の対象となりますので、公募要領の9頁をご確認ください。

- ・補助事業（取組）内容について

過去につながり支援事業補助金の利用実績がある取組を継続して行う場合は、前回よりもつながりを広げる活動を行う必要があります。こちらも、審査基準の対象と

となりますので、公募要領の9頁をご確認ください。

（前回と同じ内容の申請書では受付することができませんのでご注意ください。）

- ・「参加者リスト」

別紙「参加者リスト」をご提出いただきます。採択後の事務処理説明会資料でもご案内させていただきますが、申請書の提出前に一度ご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染防止対策関連の経費について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「消耗品費（マスク、アルコールハンドジェル、除菌シート等）」については、令和6年度より補助対象外となります。

※上記に関してご不明な点がございましたら、事務局に必ずお問い合わせください。